

## 安堵町立安堵小学校「いじめ防止基本方針」

### 1. はじめに

安堵小学校「いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日交付）第13条」を受けて、その理念を具体化し、安堵小学校全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう取り組むための指針である。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 3. いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること。
- ・いじめ問題は関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること。

### 4. いじめ防止の方策

#### ①学校組織 「いじめ問題対策委員会」

校長の指揮のもと、いじめ対策推進の中心になる組織。

構成 ・校長 ・教頭 ・教務 ・人権教育推進教員 ・生徒指導主任  
・特別支援コーディネーター

※当該学年担当及び養護教諭や外部機関は、適宜参加する。

#### ②いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌作り～

##### ○ 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を侵害する行為であり、人間として決して許されるものではない。」という認識をはぐくむ。
- ・人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。

##### ○ 道徳教育の充実

- ・道徳的判断力や人間性豊かな心をはぐくむ。

##### ○ 体験学習の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自らが気づき、発見し、体得する学習を推進する。

##### ○ 豊かな人間関係を構築するためコミュニケーション能力をはぐくむ。

- ・「学び合い学習」など日々の授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性をつけ、対等で豊かな人間関係を築くための教育内容を創造する。

- 保護者や地域への働きかけ
  - ・ いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
  - ・ いじめの実態や指導方針など情報を提供し、意見交換を行う。

## 5. いじめの早期発見・早期対応

- ① いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～
  - 日々の観察の充実
    - ・ 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
    - ・ 担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
    - ・ 連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と子ども保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
    - ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。
  - いじめの実態調査のアンケート及び面談の実施
    - ・ アンケート及び面談は発見の手だての一つであると認識した上で、県教育委員会実施のアンケートをはじめ、随時実施する。
- ② いじめの早期発見について  
～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する～
  - 早期対応
    - ・ 正確な実態把握のため、当事者双方、周りの子どもから、個々に聞き取り、記録する。また、関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
    - ・ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
  - 子どもへの指導・支援と保護者の連携
    - ・ いじめられた子どもへは、被害を未然に防ぐと共に、抜本的な解決が図られるまでの保護と援助を行う。いじめられた児童の意向を踏まえた解決法や指導を行う。また、保護者には、いじめの事実の報告とその解消に向けた具体的な対策を説明する。
    - ・ いじめた子どもに対しては、事実確認後相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許される行為ではない。」という人権意識をはぐくむ。また、保護者には、事実や背景の調査後報告し、解消に向けた指導、助言等を行い連携する。
  - 教育委員会や関係機関との連携
    - ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を協議する。
    - ・ いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、いじめが重大な事態と認められるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。
  - 実践的な研修の実施
    - ・ 児童生徒の理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
    - ・ 各校務分掌の役割を明確化し、取り組みを日常化する。